

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

平31年3月15日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

30 国観第93号 平成31年度 長崎港クルーズ客船C I Q補助業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後、2年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務の執行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請を申し込むにあつての申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
- (7) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) この告示の前日に長崎県内に主たる営業所を有していない者（ただし、県外企業で、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している者は、参加できるものとする。）
- (10) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

3 入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この告示の日から平成 31 年 3 月 22 日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(4)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。郵送（書留郵便による。平成 31 年 3 月 22 日（金）必着）も可とする。

ア 法人にあつては、登記簿謄本

イ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第 2 号）

カ 口座振替申込書（様式第 3 号）

キ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(4) 申請書等の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

長崎県文化観光国際部 国際観光振興室

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

電話 095-895-2641（直通）

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第 4 号）により申請者あて通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第 5 号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が 2 の(1)から(10)に該当するに至つた場合は、当該資格を取り消し、その事実があつた後 2 年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代

理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も同様とする。
(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。